

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 14 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第20号

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(寒川町行政不服審査法施行条例の一部改正)

第1条 寒川町行政不服審査法施行条例(平成28年寒川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(寒川町手数料条例の一部改正)

第2条 寒川町手数料条例(平成12年寒川町条例第6号)の一部を次のように改める。

第2条第2項第4号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(寒川町火災予防条例の一部改正)

第3条 寒川町火災予防条例(昭和37年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。